

9. 介護保険料の見込み

高齢者人口や要支援・要介護者の増加、サービス量の増加などに伴い第8期計画（3年間）の標準給付費は、3年間合計で21,161,288千円と見込まれます。これに地域支援事業費などを加えて、第8期計画の介護保険料を見込みます。

第1号被保険者の保険料基準額は次の計算により、月額5,700円と算定しました。

図表 79 介護保険料の算定

単位：千円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
標準給付費見込額（A）	6,846,256	7,063,195	7,251,836	21,161,288
地域支援事業費（B）	251,900	261,507	262,595	776,002
第1号被保険者負担分相当額 ($C = (A + B) \times 23.0\%$)	1,632,576	1,684,682	1,728,319	5,045,577
調整交付金相当額（D） ($D = (A + (B \text{の一部})) \times 5.0\%$)	349,908	361,125	370,539	1,081,572
調整交付金見込額（E）	291,823	285,289	297,172	874,284
介護給付費準備基金取崩額（F）				400,000
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額（G）				45,000
保険料収納必要額（ $C + D - E - F - G = H$ ）				4,807,864
所得段階別加入割合補正後被保険者数（I）	23,976人	24,138人	24,178人	72,292人
予定保険料収納率（J）				98.61%
保険料の基準額【 $(H \div J) \div I \div 12$ か月】			月額基準額	5,700円

【参考】第7期月額基準額5,200円

出所：見える化システム

※端数処理の関係により合計の数字が合わないものがあります。

第6期計画以降、保険給付費の更なる増加により、保険料額の大幅な上昇が確実視されることから、国から低所得者対策の強化が示され、より安定的な介護保険制度の運営のためには、被保険者の負担能力に応じたきめ細かい保険料段階の設定が必要との考えが示されました。

本市としても、こうした国の考え方を参考としながら、低所得者へ配慮しつつ、介護保険事業の運営を維持できるような保険料の設定について検討を行った結果、第8期計画においても、国が示した保険料段階よりも課税層の所得段階を細分化し、全体として10段階設定としました。

図表 80 第1号被保険者の所得段階別保険料

段階	対象者		基準額に 対する割合	介護保険料(円)	
				年額	月額
第1段階	本人が住民税非課税	非課税世帯	生活保護受給者、世帯全員が住民税非課税の老齢福祉年金受給者 年金収入等80万円以下	0.30	20,520
第2段階					
第3段階			年金収入等80万円超120万円以下	0.50	34,200
第4段階		課税世帯	年金収入等120万円超	0.70	47,880
第5段階 【基準額】			年金収入等80万円以下	0.90	61,560
第6段階	本人が住民税課税	課税世帯	年金収入等80万円超	1.00	68,400
第7段階			合計所得金額120万円未満	1.20	82,080
第8段階			合計所得金額120万円以上210万円未満	1.30	88,920
第9段階			合計所得金額210万円以上320万円未満	1.50	102,600
第10段階			合計所得金額320万円以上500万円未満	1.70	116,280
			合計所得金額500万円以上	1.80	123,120

出所：見える化システム